

北海道道産農産物等温室効果ガス削減加速化事業補助金交付等要綱

制定 令和6年（2024年）6月21日付け食政第472号食の安全・みどりの農業推進監通知

改正 令和8年（2026年）4月1日付け食政第1573-4号食の安全・みどりの農業推進監通知

（通則）

第1条 北海道道産農産物等温室効果ガス削減加速化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 北海道道産農産物等温室効果ガス削減加速化事業補助金（以下「補助金」という。）は、農業分野のJ-クレジット認証取得促進によりゼロカーボン北海道実現を図るため、本要綱を制定し、次の対象事業者による農業分野のJ-クレジット認証取得拡大に向けた取組を予算の範囲内で支援する。

（対象事業者）

第3条 この補助金の対象事業者は、J-クレジット認証取得促進に向け、農業に関する既存方法論の実施・拡大を図るため、現場のニーズに応じた取組や各種実証に取り組む次の者とする。

市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、法人格を有さない団体及びこれらで構成されるコンソーシアム・協議会のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）代表者の定めがあること。
- （2）定款、規約等の組織運営に関する規程があること。
- （3）年度毎に事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- （4）本要綱に基づく事業について、J-クレジット認証取得促進に関する地域での取組モデルとすることから、道から要請があれば、特段の支障がない限り、現地調査、導入事例の紹介及び道のホームページ等で公表すること等に同意できる事業者であること。

(補助対象事業、補助金の対象及び補助率)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率は、次表のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

補助対象事業	補助対象経費	補助率
J-クレジット認証取得促進に向け、農業に関する既存方法論の実施・拡大を図るため、現場のニーズに応じて行う実証事業等	補助事業者が本要綱に基づき行う事業に係る別表1に掲げる経費	定額

(事業実施計画の承認)

第5条 補助事業者は、別記第1号様式により事業実施計画を作成し、総合振興局または振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあつては、知事に提出し承認を受けるものとする。

2 総合振興局長等は前項で提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、食の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。

(事業実施計画の変更)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ第5条の例により事業実施計画の変更の手続を行い、その承認を受けなければならない。

(1) 第12条に規定する軽微な変更を除き、補助事業の内容又は事業費を変更するとき（補助金額の増額を伴う変更を含む。）。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更しようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 知事又は総合振興局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第7条

1 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、別表2に定める共通第1号様式（以下「共通第〇号様式」において同じ。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事又は総合振興局長等に対し行うものとする。

(1) 事業計画書（共通第2号様式）

(2) 補助金等交付申請額算出調書（共通第3号様式）

(3) 経費の配分調書（共通第4号様式）

(4) 事業予算書（共通第5号様式）

(5) 資金収支計算書（共通第15号様式）

(6) その他知事が必要と認める書類等

- 2 補助金等交付申請書の提出期限及び提出先は別途指示する。
- 3 補助事業者は前項の申請書を提出するに当たり、納税対応状況について、別記第2号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。
- 4 第1項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 5 前項ただし書の場合にあっては、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額（実績報告において、前号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月10日までに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第8条 知事又は総合振興局長等は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助金交付申請書等を審査し、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、別記第4号様式により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請について、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を別記第5号様式により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に対して不服が

あるときは、当該通知を受理した日から10日以内に共通第7号様式の補助金等交付申請取下書により、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の中止等)

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、同項の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、共通第8号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。

2 知事又は総合振興局長等は、事業の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第6号様式で補助事業者に通知するものとする。

3 総合振興局長等は事業の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ食の安全・みどりの農業推進監と協議するものとする。

(事業遅延の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、共通第9号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

2 総合振興局長等は、前項の指示をするに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときは、この限りではない。

(補助事業の内容の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、共通第6号様式の補助事業等変更承認申請書により知事又は総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 補助金について、30パーセント以内の減額

(2) 事業費について、30パーセント以内の増額又は減額

2 総合振興局長等は前項で提出のあった事業実施計画変更の承認を行う場合は、あらかじめ、食の安全・みどりの農業推進監に協議するものとする。

(補助事業の遂行状況の報告)

第13条 知事又は総合振興局長等は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、別記第7号様式の事業遂行状況報告書により報告を求め、又は職員に調査させることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第14条 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、別記第8号様式によりその者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第10条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、共通第12号様式の補助事業等実績報告書に、次の書類を添付して、知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る道の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

- (1) 事業実績書（共通第2号様式）
- (2) 補助金等精算書（共通第13号様式）
- (3) 事業精算書（共通第14号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類等

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 知事又は総合振興局長等は、前条の規定による補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から20日以内に別記第9号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、共通第10号様式又は共通第11号様式（広域的事業者が申請をする場合に限る。）の補助金等概算払申請書に共通第15号様式の収支計画書（申請者が市町村である場合を除く。）及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第10-1号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、規則運用方針第9条関係第1項2の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第10-2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助交付決定の取消し等及び補助金の返還)

第18条 知事又は総合振興局長等は、第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 補助事業に関して、事務手続の遅延、その他不適当な行為をしたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (7) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合。

2 知事又は総合振興局長等は、前号の規定による補助決定の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第11-1号様式	別記第11-2号様式
一部の取消し	別記第11-3号様式	額の確定前 別記第11-4号様式 額の確定後 別記第11-5号様式

(帳簿及び書類の備付け)

第19条 補助事業者は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 前項により整備及び保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電氣的記録により整備及び保管することができる。

(交付決定前着手)

第20条 補助事業の着手は、原則として、第8条に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事業により、補助金の交付の決定の通知前に着手をする必要がある場合には、補助事業者は別記第12号様式の交付決定前着手届をあらかじめ知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

(電子メールによる申請等)

第21条 補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正前の要領に基づき令和7年度までに補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 1

区分	補助対象経費	補助率
J-クレジット認証取得促進に向け、農業に関する既存方法論の実施・拡大のために、現場のニーズに応じて行う各種実証等の取組	1 認証取得促進に向けた実証に必要なデータ収集、分析に関する費用 報償費、役務費、使用料及び賃借料、委託費	定額 ただし、補助金の額は予算の範囲内とする
	2 認証取得促進に向けた取組に必要な事務費 旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会議等用の茶菓代に限る。）、印刷製本費）、報償費、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料（会場借上費、機器等借上費）、委託費	

別表 2

北海道道産農産物等温室効果ガス削減加速化事業補助金 共通様式一覧

共通様式番号	様式内容	要綱関係箇所
共通第 1 号様式	補助金等交付申請書	第 7 条
共通第 2 号様式	事業計画書	第 7、15条
共通第 3 号様式	補助金等交付申請額算出調書	第 7 条
共通第 4 号様式	経費の配分調書	第 7 条
共通第 5 号様式	事業予算書	第 7 条
共通第 6 号様式	補助事業等変更承認申請書	第12条
共通第 7 号様式	補助金等交付申請取下書	第 9 条
共通第 8 号様式	補助事業等中止（廃止）承認申請書	第10条
共通第 9 号様式	補助事業等執行遅延（不能）報告書	第11条
共通第10号様式	補助金等概算払申請書	第17条
共通第11号様式	補助金等概算払申請書（広域事業者）	第17条
共通第12号様式	補助事業等実績報告書	第15条
共通第13号様式	補助金等精算書	第15条
共通第14号様式	事業清算書	第15条
共通第15号様式	事業収支計画書	第 7、17条